

役員・評議員の報酬及び費用弁償に関する規程

社会福祉法人みその福祉会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みその福祉会（以下「本会」という。）の役員・評議員に関する報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必用な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号掲げる用語意義は、当該各号に定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第9条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- (3) この規程の対象となる役員は、非常勤役員のみである。
- (4) 報酬とは、その職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する経費をいう。

(報酬の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表に基づき支給する。

- 2 給与規程により給与、報酬が支給される役員については、この規程に基づく支給はないものとする。
- 3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会、必要に応じて評議員会及び監事監査への出席の都度、別表に基づき支給する。

(報酬支払方法)

第4条 この規程に関わる報酬、費用等は本会より現金をもって本人に支給する。

(費用弁償)

第5条 役員及び評議員が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

- 2 費用の弁償額は原則実費とする。ただし費用のうち旅費については、出張研修等旅費規程に基づき支給される。

3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則 この規程は、平成30年6月14日より施行する。

別表

役員、評議員の報酬金額

支給対象	対象者	金額（日額）
理事会 評議員会 監事監査	理事 監事 評議員	5,000円

*同日に理事会、評議員会が開催される場合で、両会議とも出席される場合も、日額5,000円とする。